

令和3年度 第2回河南町特別職報酬等審議会議事録（要旨）

日 時 令和4年2月15日（火） 午前10時から

場 所 河南町役場4階 大会議室

出席者 古川成吉会長、前田淑子委員、石原佑也委員、村元保男委員、吉岡賀子委員

事務局 総務部 渡辺部長、人事財政課 後藤課長、野川主任

【議事内容】

○会長 おはようございます。第2回特別報酬等審議会を始めたいと思います。前回事務局から特別職の報酬について府内の市町村との比較、職員給料の改定状況等について説明をいただきました。委員の皆様には、資料を持ち帰って読んでいただいたと思います。町長、副町長及び教育長の給料について、この前も説明しましたように、元へ戻すのか、10%下げたままでいくのか、それ以上に下げていくのかと、この3つになります。事務局、意見を聞いていいでいいですか。

○事務局 はい

○委員 前回の資料をいただき、家で読みました。給料は人事院勧告を参考されていますよね。参考資料1ページを見ますと、増減額のところで、令和2年がマイナス2.1万円、令和3年がマイナス6.2万円です。率にしますと、令和2年がマイナス0.3%、令和3年がマイナス0.9%。ボーナスは下がって、本給はそのままです。ボーナスについて人事院勧告はありますか。

○事務局 あります。

○委員 一般職員の給料の状況によって、特別職の給料も考慮されていると思います。一般職員が下がっているのだから、この点を参考にして皆さんに考えて検討していただきたいです。

○会長 今のご意見は、要するに職員のボーナスが減給されているのだから、特別職の給料も考えたらどうかということですね。

○委員 はい

○会長 他はいかがでしょうか。

○委員 コロナ渦で非常に厳しい状況なので、10%減でいいのかなと思います。このコロナ禍の中で、すごく厳しい状況に置かれている方もたくさんいらっしゃる

と思うので、私は現状の10%削減でいいのではないかと思っています。

○会長 ありがとうございます。今おっしゃっていただいたように、世間全体がコロナ禍で非常に苦しんでいる中もあるし、そうは言っても特別職という重責を担っていただいているので、今の下げるままの現状で、というご意見です。他の委員さんはどうですか。

○委員 はい。ほぼ同じ意見ですが、今の状況と特別職という重責とのバランスを考えて、長年本則から10%減というのを加味して、上げるとか下げるとかいうのではなく、現状維持でいいのかと思います。

○会長 ありがとうございます。お二人とも現状のままでいいという意見ですね。他の委員さんはどうですか。

○委員 この現状を考えると、運営がホントに厳しい中で、上げるというのは難しいと思っています。10%減、3%減をしましても他の市町村と比較して低いわけではないので、現状維持でいいと思います。ちょっとお伺いしたいのですが、一般職員のボーナスが下がると、特別職のボーナスも下がるのですか。

○事務局 基本的には一般職のボーナスが下がった場合は、同じように、特別職のボーナスも引き下げを行います。

○委員 一般職員について令和元年は給料が上がっていますが、特別職について据え置きとなっていますね。今は、一般職員のボーナスが下がっているのに、特別職が下がらないというのはどうかと思います。どちらかというと、一般職員の方がちょっと上がっているということですか。

○事務局 一般職の人事院勧告でいくと、この月例給というのが通常の月の給与で、これが平成26年からずっと少しずつ上がっていまして、令和2年、3年はもう月例給は据え置きということです。その中で、ボーナスについては令和2年、3年ではマイナスの勧告が出ているということです。先ほどおっしゃったようにコロナの影響とかで民間と比較すると、今後の期末手当がちょっと高いので下げましょうっていう勧告が出ている。これを受けた一般職のボーナスは減額させていただく予定をしていまして、それに基づいて特別職も同様のカットをしていきます。ですので、月例給の方については令和2年、3年っていうのは、現状維持の据え置きというのが今です。特別職の期末手当支給月数が、4・40ヶ月分です。人勧の方で、令和2年は、先ほどの参考資料1によると、一般

職は4.45ヶ月分ですね。一般職と特別職に関しては、もう0.05ヶ月分、過去からずっと差があるので。実際今回、一般職の方が、令和3年は0.15ヶ月分引き下げになるので、今回改定するときは、この特別職の期末手当は、4.40ヶ月分から0.15ヶ月分、同じ月数を引き下げるという形です。そうすると0.05差があるので、常にこの引き下げの月数とか、追加の月数は、一般職と連動して改正を今までずっとやってきています。

○会長 今、お聞きしたように、人事院勧告では一般職が下がれば、特別職も下がります。

○事務局 ボーナスは上がったり下がったりします。

○会長 給料は変わらないってことですね。ボーナスは職員と一緒に、下がれば下がることですね。今お聞きしたとおり、特別職の給与についてほぼ全員一致と言つていいですね。

○委員 町長は現状10%カットで、先ほど事務局より説明があったようにボーナスについては、人事院勧告に沿つてやろうということですね。現状のカットでいいかと思います。暫時休憩してよろしいか。

○会長 はい、暫時休憩

(休憩)

○会長 では再開します。現状のままでやっていくっていう意見で、皆さんの意見が一致したと思いますので、答申案について、事務局の方から説明していただきます。

○事務局 わかりました。資料を配ります。

(資料配布)

○事務局 答申案をお配りさせていただいたので中身を読み上げさせてもらいたいと思います。1枚めくっていただきまして、具体的な答申案という形に変えさせてもらっています。

まず1点目として、給料額につきまして、町長、副町長及び教育長について皆さんのご意見のとおりで、次のとおりとします。

現状の維持ということで、町長につきましては10%削減で756,000円ということです。副町長及び教育長は3%削減で、副町長が679,000円、

教育長が 649,900 円ということで、今現在と同様の削減という形でさせていただいております。

それから（2）といったしまして、実施時期及び期間ということで、実施につきましては、現在、同様の減額措置がされておりますので、その減額措置期間の満了日の翌日ということで、令和4年4月1日からとすることが適当であり、期間につきましては、任期の途中ということもございましたので、令和6年3月28日まで、残り2年間の任期についての報酬額とさせていただいています。

2. 審議会の開催状況ということで、第1回目として令和4年2月4日に開催させていただきました。本日2回目、2月15日に審議会を開催しました。

3. 審議経過及び内容というところですが、最初に河南町特別職報酬等審議会は、各種団体等からなる5名の委員で構成され、2月4日に設置され、「特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額について」諮問を受けた。現在の町長、副町長、教育長の給料額については、平成30年4月1日から令和4年3月31日までの間、条例本則に対して、町長は10%、副町長、教育長はそれぞれ3%の減額措置が実施されている。

今般、減額措置期間の満了を迎えるにあたり、改めて給料額について検討を行うこととし、主に、先ほど会長がおっしゃいましたように、現行の条例本則による支給、あるいは減額措置期間延長による支給、現行給料額の見直しによる支給といった観点から審議を行った。審議にあたっては、これまでの町長、副町長及び教育長の給与額の改定経過や、同じ職責を担う大阪府内の町村長等の給料額との比較、また本町の財政状況や一般職の職員の給与の状況、新型コロナ禍における社会的状況などを総合的に考慮して判断することとした。

給料額の改定経過では、平成19年、先ほどもおっしゃいましたように、過去から概ね同様の減額措置が実施されていることや、大阪府内の町村長等の比較では、現行の昨年の給料が、さらに期末手当や退職手当を含めた任期中の給与の総支給額を比較しても、上位の水準にあることなどを確認したということで、先ほど委員がおっしゃっていましたように、市町村では3番目にある、ということから本町の財政状況については、新型コロナ禍における影響が少ないと考えられますけれども、人口が減少し、少子高齢化が進展しており、今後は厳し

い財政状況となることが見込まれる。一般職の給与の状況については、先ほど委員がおっしゃいましたように、平成26年以降、引上げが行われてきておりますけれども、令和2年、3年と人事院からマイナスの勧告がなされている。これらの状況から総合的に判断すると、条例本則での支給は、実質的な給与の引き上げとなり、現行と同一の削減率で、措置期間を延長することが社会情勢に適応しているものと判断する、ということで、現行の削減をそのまま延長するということに決めていただいたと理解しています。

最後に、今回の諮問については、町長の任期途中であり、削減期間は、副町長及び教育長も含め、町長の任期である令和6年3月28日までとし、今後の社会情勢や本町の状況等に変化が生じた場合は、改めて見直しを実施することが適当であると考えるという、ということで、まとめさせていただいております。この中身についてご意見があれば、おっしゃっていただきたいです。

○会長　　はい。ここがわからない、これを受け加えた方がいいというのはありますか。
あつたら、ご意見を伺いたいです。

○委員　　2ページの財政状況についてですが、人口増加の施策をされていると思いますが、もう少し進めていくという内容を盛り込んでいただきたい。

○事務局　一般論として人口減少対策をきちんとして施策に取り組んでいきます、
というのはいかがでしょうか。

○委員　　はい、いいです。

○委員　　財政状況で、「新型コロナ禍での影響は少ないと考えられる」とありますが、前回説明されましたように国の補助金があるとのことですですが、実際には影響がすごくあって、この文を見られたら、皆さんどう思われるかなと思います。

○委員　　実際的な影響があって、皆さん影響受けていますね。この文は消す方がいいね。コロナ禍における、でいいね。

○事務局　はい。「コロナ禍における影響もあり、人口が減少し」というような感じで、ちょっとここは修正させてもらいます。

○会長　他に直すところはないですか。

○事務局　今いただいたご意見を修正させてもらいます。

○会長　休憩します。

(休憩)

(会議再開、修正後の答申書（案）を委員に配付)

○事務局 頂いた意見をもとに、答申書（案）を修正しました。「新型コロナ禍における影響は少ないと考える」という一文を取りまして、「人口が減少し、少子高齢化が進展をしており、今後は厳しい財政状況となることが見込まれる。このため、各種施策を推進し、人口増加を図る必要がある」という一文だけを付け加えさせてもらうという内容でまとめさせてもらったのですが、もしこの内容でよろしければ、会長の方にご署名をいただいて答申となります。

○会長 これでよろしいですか。

○委員 はい。

○会長 署名します。

(会長、署名)

○事務局 では町長を呼びます。

(森田町長入室)

○町長 こんにちは。ありがとうございます。

○会長 後日公開される議事録につきましては、会長である私の方で要点をまとめて、公表したいと思いますのでご了承ください。では、答申を読みます。

(答申書を朗読し町長へ手渡し)

答 申

1. 特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について

(1) 紙料額

町長、副町長及び教育長の給料額については、次のとおりとすることが適當である。

町長 756,000円 (10%削減)

副町長 679,000円 (3%削減)

教育長 649,900円 (3%削減)

(2) 改定の実施時期及び期間

実施時期については、現在の減額措置期間の満了日の翌日である令和4年4月1日からとすることが適當であり、期間は、令和6年3月28日までとする。

2. 審議会の開催状況

第1回審議会 令和4年2月 4日

第2回審議会 令和4年2月15日

3. 審議経過及び内容

河南町特別職報酬等審議会は各種団体等からなる5名の委員で構成し、令和4年2月4日に設置され、「特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について」諮問を受けた。

現在の町長、副町長及び教育長の給料額については、平成30年4月1日から令和4年3月31日までの間、条例本則に対して、町長は、10%、副町長、教育長はそれぞれ3%の減額措置が実施されている。

今般、減額措置期間の満了を迎えるにあたり、改めて給料額について検討を行うこととし、主に、現行の条例本則による支給、減額措置期間の延長による支給、現行給料額の見直しによる支給といった観点から審議を行った。

審議にあたっては、これまでの町長、副町長及び教育長の給料額の改定経過や同じ職責を担う大阪府内町村長等の給料額との比較、また、本町の財政状況や一般職の職員の給与の状況、新型コロナ禍における社会的状況などを総合的に考慮して判断することとした。

給料額の改定経過では、平成19年以降、概ね同様の減額措置が実施されていることや大阪府内町村長等との比較では、現行の削減後の給料額、さらに、期末手当や退職手当等を含めた任期中の給与の総支給額を比較しても上位の水準にあることなどを確認した。

本町の財政状況は、人口が減少し、少子高齢化が進展しており、今後は厳しい財政状況となることが見込まれる。このため、各種施策を推進し、人口増加を図る必要がある。

一般職の給与の状況は、平成26年以降、引上げが行われたが、令和2年、令和3年と人事院からマイナス勧告がなされている。

これらの状況から総合的に判断すると、条例本則での支給は、実質的な給料の引上げとなり、現行と同一の削減率で措置期間を延長することが社会情勢に適応しているものと判断する。

また、今回の諮問は、町長の任期途中であり、削減期間は、副町長及び教育長も含め、町長の任期である令和6年3月28日までとし、今後の社会情勢や本町の状況等に変化が生じた場合は、改めて見直しを実施されることが適當であると考えられる。

○会長 ありがとうございました。以上です。

○事務局 会長、ありがとうございました。以上、答申をいただきましたので、ここで委員の皆様は解団となります。お疲れ様でした。最後に森田町長からあいさつを申し上げます。

○町長 (あいさつ)